

松浦市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年2月2日

松浦市監査委員 丸田 久永

松浦市監査委員 川下 高広

監査結果報告

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象 福祉事務所
- 3 監査の期間 令和4年1月4日から16日間

4 監査の範囲及び方法

令和3年11月末までの財務に関する事務の執行等が法令等に基づき適正かつ効率的に行なわれているか、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた関係資料等を検査照合し、必要に応じて担当職員からの説明聴取及び現地調査を行うなどの方法により監査を実施した。

財政援助団体の監査については、社会福祉法人松浦市社会福祉協議会の令和2年度運営費補助金に関する出納その他の事務が適正に行われているか、団体の事務所に出向き、関係書類を抽出して調査を行い、担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正に行われているか。
- (2) 支出事務は適正に行われているか。
- (3) 契約事務は適正に行われているか。
- (4) 庶務・文書管理事務等は適正に行われているか。
- (5) 財政援助団体における補助金に関する出納その他の事務が適正に行われているか。

6 監査の結果

1 総括

監査の結果、対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、概ね適正に行われていると認められるが、次のとおり是正又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した是正又は改善を要する事項については、必要な措置を講じるとともに、軽易な事項として口頭により指導し、記載を省略した事項にも留意の上、適正な事務の執行に努められたい。

2 指摘事項等

(1) 支出事務

【指摘事項】

ア 会計年度任用職員の時間外勤務命令簿において、時間数の計算を誤っていたものがあった。適正に処理されたい。

イ 会計年度任用職員の旅費について、費用弁償ではなく、普通旅費で支出されていた。松浦市会計年度任用職員の報酬等に関する条例第6条の規定に基づき処理されたい。

【指導事項】

補助金等交付にかかる一連の事務において、規則で定める様式とは異なる様式で処理されていたものが見受けられた。規則で定める様式により処理されたい。

(2) 契約事務

【指摘事項】

ア 前回監査においても指摘をしていたが、地域活動支援センターの運營業務委託料に加算している機能強化事業費について、直近の5年間の実績を見ても、機能強化事業の実施要件の一つとなっている1日当たりの実利用人員の基準を満たしていなかった。

社会復帰に向けての作業訓練を支援する地域の受け皿として事業の意義や役割は大きいと考えられるため、利用人員の確保に積極的に取り組まされたい。

イ 新年度の初日から開始される業務委託契約に係る見積合わせが、年度開始前に行われていたものがあつた。契約の準備行為として見積書を徴することは差し支えないと考えられるが、見積合わせは支出負担行為の一連の手続きとなり予算執行に含まれると解されていることから、新年度において速やかに事務処理を行う、又は旧年度において債務負担を設定し契約を締結するよう処理されたい。

【指導事項】

ア 1者随意契約の実施伺で、1者随意契約とする理由が記載されていないものがあつた。契約の性質又は目的により相手方が特定される理由を明記されたい。

イ 1者随意契約の契約手続で、相手方から見積書を徴していないものがあつたが、見積書を徴さない場合においては、その理由と財務規則上の根拠規定を実施伺に明記されたい。

【検討事項】

松浦市民生委員児童委員協議会に支出されている社会調査委託料について、社会調査委託費交付規程との整合性が取れていないため、取扱いの見直しについて検討されたい。

(3) 庶務・文書管理事務等

【指摘事項】

出張復命書の提出がないものがあつた。松浦市役所処務規程第9条第3項の規定に基づき処理されたい。

(4) 財政援助団体における補助金に関する出納その他の事務について適正に処理されていた。

7 措置状況等について

監査の結果に基づく措置の状況について、令和4年2月28日(月)までに報告された。報告期限までに措置が講じられない事項がある場合については、指摘事項等に対して未措置である理由を記した未措置理由書も併せて提出されたい。

※指摘事項、指導事項等の区分については、別添「監査結果の取扱基準」を参照されたい。

監査結果の取扱基準

令和2年5月22日
松浦市監査委員事務局
令和3年5月19日変更

1. 勧告（地方自治法第199条第11項）

公務の執行や信頼性などに大きな影響を及ぼすおそれが考えられるため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

2. 指摘事項（地方自治法第199条第9項）

法令等に違反する事項又は不当もしくは適正を欠く事項等で、是正又は改善を求めることが適当と認められるもの

- (1) 法令・例規に違反しているもの
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの
- (3) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (4) 予算を目的外に支出しているもの
- (5) 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- (6) 前回の指摘事項等のうち、是正・改善がなされていないもの
- (7) その他不当又は適正を欠く事項

3. 指導事項（地方自治法第199条第9項）

指摘事項よりは軽微な事項であるものの、是正又は注意喚起を求めることが適当と認められるもの

4. 検討事項（地方自治法第199条第9項）

経済性、効率性、有効性その他適正な事務処理の観点から改善について検討を求めるもの

5. 意見（地方自治法第199条第10項）

組織及び運営の合理化に資するために付するもの
措置状況の報告は求めない。

6. 口頭指導（公表の対象外）

記載漏れ等で、直ちに是正が可能な軽微なもの
関係書類等の該当部分に付箋等を貼付して指導するにとどめる
措置状況の報告は求めない。